

リフレッシュ 休暇のすすめ

Refresh

●リフレッシュ休暇で生きがい発見●



厚生労働省

産業用機械レンタル A社

従業員数 158人
所在地 神奈川県

「5年ごとの連続休暇は、ステップアップの大きな節目」

導入の経緯

リフレッシュ休暇制度は、昭和60年頃に、就業規則・人事制度・福利厚生制度を全面的に見直しを行った際に、従来からの永年勤続者表彰（勤続10年、20年、30年）のほかに、「現場の核となって働いている、勤続年数10年以下の従業員の励みになる制度が必要ではないか」という意見が出ました。検討した結果、「新入社員が営業所の業務を一通り覚えて1人前になる「5年」を一つのステップにして、次の目標に向けてがんばるための意欲の源となるような休暇制度を設けてはどうか」という提案より、A社では5年を一つの節目として、ステップアップを目指すリフレッシュ休暇を導入しました。

制度の内容

このリフレッシュ休暇制度は、若い従業員の励みとなるように、勤続5年で「リフレッシュ休暇」の取得資格が発生し、その後は5年ごとに取得ができます。

取得率は、毎年95%以上となっています。また、勤続10年、20年、30年の従業員は永年勤続表彰の対象となるため、会社から旅行券の補助があります。休暇中は、仕事上のあるいは人生設計上の身近で具体的な目標を立て、ステップアップを目指す職員が多いそうです。休暇取得後の報告義務はありません。

■A社のリフレッシュ休暇制度の内容

勤続年数	特別休暇	会社からの補助
5年	7日	
10年	7日	永年勤続に表彰にともなう5万円の旅行券
15年	7日	
20年	7日	永年勤続に表彰にともなう5万円の旅行券
25年	7日	
30年	7日	永年勤続に表彰にともなう5万円の旅行券

導入の効果

リフレッシュ休暇の導入により、①心身のリフレッシュ、②従業員のモラルアップ、③若手の人材育成、などの効果があったそうです。同社では、今後も休暇制度やステップアップの機会の提供として一層充実させていく予定です。

釣具、アウトドア用品等の販売 B社

従業員数 230人

所在地 静岡県

「リフレッシュ休暇で、『物質的な豊かさ』から『心の豊かさ』へ」

導入の経緯

リフレッシュ休暇制度は、従業員の永年に渡る勤務功勞に対し、従業員また、その家族に対する感謝として、従業員創立40周年にあたる平成4年に導入しました。制度の発案のきっかけは、従業員従業員の多くが年次有給休暇の取得もままならない状況でしたが、「一生懸命働く従業員に何とか長期の休暇を取得させてあげたい」という経営サイドの意向で導入し、従業員小売業ではなかなか取得困難な長期の休暇が取得できるため、従業員には好評を得ています。

制度の内容

このリフレッシュ休暇制度は、毎年4月1日を起算日とする勤続10年、20年、30年を迎えた正社員を対象とするもので、有効期間は1年間です。毎年度初めに、管理部がリフレッシュ休暇の対象者一覧表を各店舗に配付し、対象者は営業状況をふまえ取得時期について、各店舗で調整を行います。その後、取得予定日の前月20日までに申請を行います。

休暇取得率は、毎年ほぼ100%です。同社では、リフレッシュ休暇に対する同社の関心の高さと、管理担当者や所属長による徹底した取得状況の把握が要因としてあげられます。

■B社のリフレッシュ休暇制度の内容

勤続年数	特別休暇	会社からの補助
10年	5日	10万円
20年	5日	20万円
30年	5日	30万円

導入の効果

リフレッシュ休暇の導入により、①心身のリフレッシュ、②オフタイムの充実により、探求心、好奇心、モチベーションが高まる、③愛社精神を育み、コミュニケーションを円滑にする、などの効果があったそうです。同社では、今後も休暇制度を「心の豊かさ」を育む重要な要素と捉えて充実させていく予定です。

リフレッシュ休暇体験談

CASE 1

「自宅でのんびりと過ごして リフレッシュ」

乗合・貸切バス業 C社
東京都 総務部 Sさん(勤続23年)

私は、勤続20年のリフレッシュ休暇を活用して、日頃一緒に過ごす時間が少ない子どもと遊ぶ「父親業優先」をしながらのんびり過ごしました。

普段は、早朝から仕事をする事が多く、土日祝日も交替で勤務するために、育児は妻に任せっきりの状況です。10月に永年勤続表彰をいただき、12月以降年度末にかけて仕事が立て込むので、時間に余裕のある11月にリフレッシュ休暇を取得し、リフレッシュ休暇中は、自宅でのんびり娘と過ごすことにしました。当時、娘は5歳で可愛い盛りでしたが、普段は忙しくて寝顔を眺める程度だったのですが、この休暇中はせっかくの機会なので、一緒にいる時間を大切にしたいと思いました。1日中ずっと一緒に過ごせたことを、娘も、そして普段は育児を任せっきりにしている妻も、とても喜んでくれました。幼い娘の手をとって、散歩をしたり、近所の公園で遊んだり、時間を忘れてのんびりとくつろぐことができました。せっかくのリフレッシュ休暇ですから次回も家族とともに有意義に過ごしたいです。

CASE 2

「リフレッシュ休暇で、 資格を取得！」

建設設備業 D社
神奈川県 設計部 Tさん(勤続6年)

私は、昨年勤続5年のリフレッシュ休暇を活用して、「1級計装士」の資格を取得しました。

建設設備の会社に就職して5年、1回目のリフレッシュ休暇の対象となりましたが、問題は「何をするか」です。旅行は4月に行ってきたばかりなので、「何か足跡の残ること」をしたいと漠然と考えていました。

そんなある日、先輩のPさんから「1級計装士を取得してみないか？」とアドバイスを受けました。私は1級管工事士を取得していましたが、さらに新しい分野で活躍したいと考えていたので、リフレッシュ休暇を活用して1級計装士試験に挑戦することにしました。

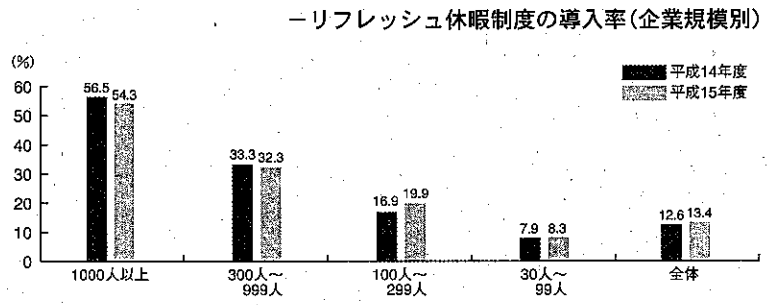
1級計装士の試験は、8月に1次試験があり、12月に2次試験があります。先輩から「1次試験は、1級管工事士と同じような過去の試験問題集があれば何とかなる。問題は2次の実務の試験だ。集中して取り組まないといけないぞ!」と聞いていたので、リフレッシュ休暇を2次試験直前に取得しました。自宅で3日間集中的に勉強し、わからないことは先輩に電話やメールで教えてもらいました。

そして、めでたく合格。先輩や集中できる環境を整えてくれた妻には、心から感謝しています。リフレッシュ休暇が、これから一層の自覚をもって仕事に取り組む契機、そして新しい自分に成長する絶好の機会になりました。次回は、設備士を取得したいと考えています。

リフレッシュ休暇の現状(データ)

1 制度導入率はほぼ変化なし ~導入率はほぼ変化なし~

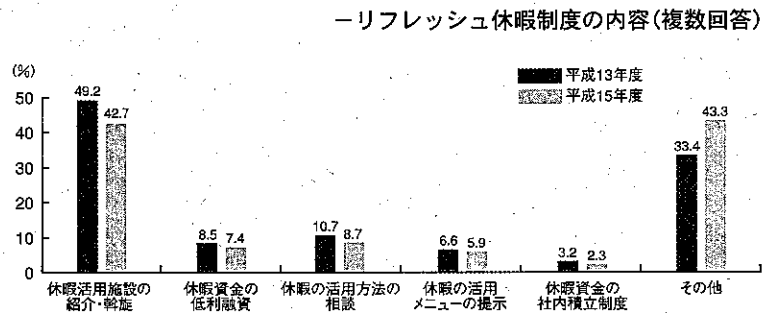
平成15年度調査によると、リフレッシュ休暇制度導入している企業は13.4%となっています。ここ数年全体の導入率はあまり変化が見られませんが、平成2年度の調査依頼「鉄工業」「金融・保険業」「サービス業」等の業種で増加傾向が見られます。



資料出所:厚生労働省「就労条件総合調査」による

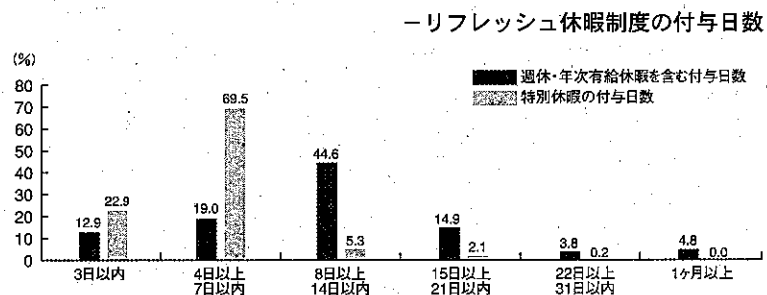
2 約4割が休暇活用施設の紹介、斡施を実施

リフレッシュ休暇の取得者に対する援助としては、「休暇活用施設の紹介、斡施」が一番多く、4割の企業が実施しています。「その他」としては、「金銭面の援助」等の独自の援助方法を取られている企業が多いです。



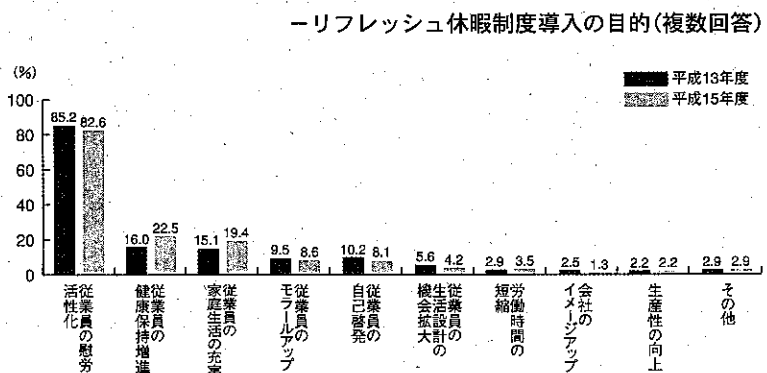
3 付与日数は短期化傾向

週休・年次有給休暇を含めた休暇の付与日数は、「8日以上14日以内」が44.6%で前回の調査(48.7%)に比べ4.1%減少しています。短期化傾向にあります。特別休暇の付与日数については、「4日以上7日以内」とする企業が69.5%で最も多くなっています。



4 導入目的は従業員の慰労がトップ

リフレッシュ休暇制度の導入目的で最も多かったのは、前回の調査と同様に「従業員の慰労・活性化」(82.6%)となっています。次いで「従業員の健康保持増進」(22.5%)、「従業員の家庭生活の充実」(19.4%)の順になっていて、従業員の福祉の向上を目的としたものが多い傾向にあります。



2から4のデータの資料出所:(財)勤労者リフレッシュ事業振興財団「リフレッシュ休暇制度に関する調査」による

◎リフレッシュ休暇はなぜ重要なのでしょうか？

近年、職業生涯の長期化とともに職業環境が急激に変化しています。

こうした中で、豊かな充実した勤労者生活を送るためには、職業生涯の節目節目に心身のリフレッシュを図り、その後の人生をじっくり考えることが重要です。

リフレッシュ休暇制度は、こうした機会を勤労者の方々に提供するための連続休暇です。

リフレッシュ休暇の定義

- ① 週休・夏期休暇、その他の毎年付与する休暇や有給教育訓練休暇以外の休暇であること。
- ② 職業生涯の節目節目に勤労者の心身のリフレッシュを図ることを目的とした休暇であること。
- ③ 有給休暇であること。

◎リフレッシュ休暇は、さまざまな目的として活用できます。

リフレッシュ休暇制度の特徴として「勤労者の心身のリフレッシュを主な目的とする」ことがあります。

すでに導入している企業を見てみると、リフレッシュ休暇は多岐にわたって活用されています。

- 永年勤続者への慰労
- 従業員を支えている家族への慰労
- 従業員の勤労意欲の向上
- 優秀な人材の確保と定着
- ステップアップや自己表現の機会
- 日常生活を離れて、視野を広げる機会



リフレッシュ休暇に ボランティア活動を試してみませんか？

リフレッシュ休暇の過ごし方は、趣味や旅行、自己啓発やボランティア活動など十人十色、充実した休暇を過ごすことで、職業生涯に潤いをもたらします。

なかでも勤労者のボランティア活動は、新しい出会いや多様な価値観の発見など、勤労者の世界を広げることで注目されています。新しいライフスタイルの一つとしてボランティア活動に参加してみたいはいかがでしょうか。

厚生労働省・(財)さわやか福祉財団では、勤労者がボランティア活動に参加するためのきっかけをつくり、ボランティア活動を希望する人を実際の活動に結びつける「勤労者マルチライフ支援事業」を行っています。詳細については、「勤労者ほらんでいあ・ねっと」(<http://www.volunteer-net.jp>)に掲載しておりますので、是非ご覧ください。



リフレッシュ休暇を活用してボランティア

事例紹介

通信販売業社 E社

静岡県 Uさん(勤続14年)

私は平成14年7月に9日間のリフレッシュ休暇を活用してボランティア活動を行いました。街中の標識や看板について障害を持つ人と一緒に現地調査を行い、問題点や改善点を関係機関に提言するというものです。行政から依頼があった災害避難地を示す「ひなん地」標識の新デザインも作成、これにはデザイナーも参加したのでとても具体的な提案ができました。

日頃から「高齢化社会のためのまちづくり」や「災害対策」の研究・啓発活動などを行っています。いつもは週末だけの活動になってしまいがちですが、そのときは平日をフル活用して取り組めたので、行政機関や病院などの施設へ訪問することや普段の街の様子を把握することができました。休暇中にフォローをしてくれた周囲のみんなに感謝しています。

ボランティア活動は、無理なくマイペースで活動することが、長く続けていく秘訣だと考えています。けっして強制されるものではありませんね。みなさんも、社会貢献とか奉仕などの言葉にとらわれずに、余暇や休日の過ごし方の一つとして、気軽に参加してみたいはいかがでしょうか。

厚生労働省 労働基準局 勤労者生活部 勤労者生活課 勤労者福祉事業室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎 第5号館

TEL 03-5253-1111 (代表) 内線5374